第2章　弁護士自治に関する活動

第１節　資格審査

資格審査会は各弁護士会及び日弁連に置かれ、弁護士の登録、登録換え及び弁護士法第 13 条の登録取消しの請求に関して必要な審査をする機関である（弁護士法第 51 条第２項）。

弁護士法は、弁護士自治の立場から、弁護士の身分の問題について弁護士会及び日弁連に強力な権限を付与しているが、それだけにその権限の適正かつ慎重な行使を保障する必要がある。そこで、弁護士会及び日弁連から独立して弁護士の資格等を審査する資格審査会が設けられている。

1　日弁連資格審査会における審査及び議決件数

次の表は、日弁連資格審査会における審査及び議決の件数をまとめたものである。５年以上大学の学部等において法律学の教授等の職に在った者に弁護士資格を付与する弁護士法旧々第５条第３号をめぐる案件が以前は多くを占めていたことが分かる。

資料3-2-1-1　日弁連資格審査会における審査及び議決件数とその内訳

年度	付議件数（件）				議決件数（件）						
	審査請求	登録請求	その他	計	審査請求				登録請求		計
					認容	棄却	却下	差戻	認容	拒絶	
1995		17（16）		17					14（13）		14
1996	2	18（18）		20		1		1	17（17）	2（2）	21
1997	2（2）	17（17）		19	1（1）	1（1）			13（13）	2（2）	17
1998	1（1）	16（14）		17		1（1）			14（12）	1（1）	16
1999	1	17（17）		18		1			16（16）		17
2000	2（2）	29（29）		31		1（1）			31（31）		32
2001	1	21（20）		22		1（1）			20（19）	1（1）	22
2002	3	29（26）		32		3			27（24）		30
2003	2（1）	84（82）		86		1（1）			56（56）	5（5）	62
2004	4（2）	74（74）		78	1（1）	3（1）	1		86（84）	4（4）	95
2005		21（18）		21					27（25）	6（5）	33
2006	2	27（21）		29		2			21（17）	2（2）	25
2007	1	19（16）		20					20（16）	2（1）	22
2008		19（15）		19		1			14（13）	5（4）	20
2009	3（2）	10（9）		13	1（1）	1	1（1）		11（8）	1（1）	15
2010	2	14（7）		16	1	1			10（3）	1（1）	13
2011	2	16（11）		18	1				16（14）	2	19
2012	4	17（11）	1	22		5			11（8）	4	20
2013	4	8（3）		12	3	1			10（6）		14
2014	3	15（8）		18		3			13（6）		16
2015	1	16（10）		17		1			18（12）	1	20
2016		16（9）		16					14（8）	1	15
2017	2	5（3）		7	1	1			5（3）		7
2018		12（4）		12					10（4）	1	11
2019	1	17（8）		18					16（7）		16
2020	2	14（7）		16		3			12（8）		15
2021	2	7（5）		9		2			12（6）		14

【注】１．（ ）内は弁護士法旧々第５条第３号に基づく登録請求。
２．各年度の統計数字は、４月１日～３月 31 日のものである。
３．2012 年度は、上記議決のほか、請求取下げにより１件終了している。
４．2012 年度における付議件数の「その他」とは、登録換え請求である。
５．2016 年度は、上記議決のほか、請求取下げにより１件終了している。
６．年度別登録者数とその内訳（弁護士登録前の職業と資格取得事由）の表（p. 32）の内訳２、法旧々第５条第３号の数字と上記表の（ ）内の数字が一致しないことがある。これは、①年度をまたいで登録手続がなされた場合、②資格審査会を経ないで登録された場合、③弁護士会が登録拒絶した後、日弁連で次年度に登録を認める旨の議決がなされた場合、④日弁連が登録拒絶した後、裁判所の確定判決で日弁連の決定が取り消され、日弁連が登録を認める旨の議決をした場合、の４つの理由に区分される。